

## 牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱

平成28年 9月20日  
教委告示第 3 号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、特色ある教育活動を行う小規模な学校において教育を受けさせたい保護者の希望に応えるとともに、小規模な学校における教育活動の一層の活性化を図ることを目的に牛久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する小規模特認校の就学等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「小規模特認校」とは、特色ある教育活動を行う小規模な学校であって、市内全域を通学区域として認めるものをいう。

### (小規模特認校の指定)

第3条 小規模特認校として教育委員会が指定する学校は、牛久市立奥野小学校及び牛久市立牛久第二中学校とする。

### (就学の条件)

第4条 教育委員会は、児童又は生徒の保護者が小規模特認校に就学を希望する場合で、通学の安全が確保できると認めるときは、当該児童又は生徒の就学すべき学校を小規模特認校に変更することができる。

2 小規模特認校に就学を希望する児童又は生徒は、就学時において牛久市内に居住していなければならない。

3 小規模特認校に就学を希望する児童又は生徒の保護者は、奥野小学校又は牛久第二中学校の教育活動及びPTA活動に賛同し、協力しなければならない。

### (定員等)

第5条 小規模特認校に就学できる人数、その他必要な事項は毎年教育委員会が定める。

(就学の申請)

第6条 小規模特認校に就学を希望する児童又は生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、小規模特認校の就学の可否について審査し、その結果を小規模特認校就学許可通知書（様式第2号）又は小規模特認校就学不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(就学校の変更)

第7条 小規模特認校に就学している児童又は生徒が当該学校の就学が困難となった場合は、当該児童又は生徒の保護者は、在籍する小規模特認校の学校長と協議の上、就学校変更申請書（様式第4号）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときはその可否について審査し、結果について就学校変更等通知書（様式第5号）により当該児童又は生徒の保護者に通知するものとする。

3 前項の規定により就学校の変更が認められた場合は、小規模特認校に就学している児童又は生徒は、牛久市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則（昭和59年教委規則第3号）の規定により指定された学校（以下「指定校」という。）に就学するものとする。ただし、私立小中学校その他の指定校以外の学校への就学が予定されている場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

牛久市教育委員会

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童・生徒との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 \_\_\_\_\_

小規模特認校就学申請書

牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱第6条の規定により、下記のとおり牛久市立 \_\_\_\_\_ 学校へ就学させたいので申請します。

記

フリガナ 児童・生徒名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
児童・生徒の現住所			
指 定 校			
就 学 年 度	年 度	新 学 年	第 学 年
理由等（具体的に）			

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付で申請のあった牛久市立 学校への就学について、許可します。牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

フリガナ 児童・生徒名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
児童・生徒の現住所			
保 護 者 名		児童・生徒との続柄	
就 学 の 期 日	年 月 日	新 学 年	第 学年
備 考			

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付で申請のあった牛久市立 学校への就学については、不許可としますので、牛久市立学校小規模特認校に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

フリガナ 児童・生徒名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
児童・生徒の現住所			
保 護 者 名		児童・生徒との続柄	
不許可の理由			

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に、牛久市教育委員会に対して審査請求することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、牛久市を被告として（訴訟において牛久市を代表する者は牛久市教育委員会となります。）、提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

牛久市教育委員会

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

児童・生徒との続柄 \_\_\_\_\_

連絡先 電話 \_\_\_\_\_

就学校変更申請書

牛久市立 \_\_\_\_\_ 学校への就学が困難となりましたので、牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

フリガナ 児童・生徒名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
児童・生徒の住所			
変更後の就学校及び 学年	学校	第	学年
転 学 日	年 月 日		
理由等（具体的に）			

様式第5号（第7条関係）

牛教総第 号

年 月 日

様

就学校変更等通知書

年 月 日付で申請のあった就学校の変更については、許可・不許可としますので、牛久市立学校小規模特認校に関する要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

フリガナ 児童・生徒名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
児童・生徒の住所			
保 護 者 名		児童・生徒との続柄	
現 在 の 就 学 校	牛久市立	学校 第	学年
不許可の場合その理由			

（教示）

この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3月以内に、牛久市教育委員会に対して審査請求することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、牛久市を被告として（訴訟において牛久市を代表する者は牛久市教育委員会となります。）、提起することができます（この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。